

2023 年 5 月 8 日

お客さま各位

三井住友海上火災保険株式会社

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類変更を踏まえた特定感染症危険補償特約の取扱いについて

拝啓 新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。
特に罹患された皆さまには一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、当社では、現在、G K ケガの保険や団体総合生活補償保険、学生・こども総合保険の特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約・特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約等、特定の感染症に感染された場合に後遺障害・入院・通院または葬祭費用を補償する特約において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」といいます。)上の、「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」および「指定感染症」に加え、感染症法第6条第7項第3号に規定する「新型コロナウイルス感染症」を補償対象としております。

今般、政府により、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」から「五類感染症」に分類変更される方針が示されました。これらを踏まえ、特定の感染症に感染された場合に後遺障害・入院・通院または葬祭費用を補償する特約において、新型コロナウイルス感染症は、補償対象外となりますのでご案内します。

敬具

記

1. 対象商品

対象商品	対象となる特約
G K ケガの保険 (パーソナル生活補償保険)	・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約
団体総合生活補償保険	・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ・特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約
学生・こども総合保険	・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

2. 実施時期・内容

新型コロナウイルス感染症は、2023 年 5 月 8 日に「五類感染症」への分類変更されることで、感染症法第6条第7項第3号に規定するものに該当せず、約款^{*}上の(注1)の条件を満たさなくなるため、補償対象外となります。

なお、2023 年 5 月 7 日以前に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、補償対象となります。

※約款上の「特定感染症」の定義

用語	説明
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④<u>新型コロナウイルス感染症（注１）</u> ⑤指定感染症（注２） <u>（注１）新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第７項第３号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りします。）であるものに限りします。</u> （注２）指定感染症は、（後略）

以上